

檜葉町子ども・子育て支援事業計画 (案)



平成27年3月

檜葉町

**** 目次 ****

I. 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4. 子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・・3

II. 子ども・子育て支援事業計画

- 1. 現状の姿と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3. 目指す姿と対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5. 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 6. 施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 7. 子ども・子育て支援事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の概要と体系
 - (2) 事業量の見込みを算出する項目

III. 資料

- 1. 関連するアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 2. 委員会設置要綱及び委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 3. 計画に使用したデータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

国では全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」いわゆる子ども・子育て新システム関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートします。

このような状況の中、本町では平成17年に次世代育成支援行動計画『どんぐりアクションプラン21』を策定、中間年度の平成21年度に見直しをおこない、平成22年3月に後期行動計画（平成22年度～平成26年度）を策定し、次代を担う子ども達の育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災及び原発事故により全町避難となり、計画半ばという状況にあります。

こうしたことから、『どんぐりアクションプラン21』後期行動計画を継承した形で、「檜葉町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の対象

この計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。この計画における「子ども」とは乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとし、「子育て家庭」とは妊娠期を含むすべての子育て家庭とします。

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法第61条第1項」に基づく計画として、基本理念及び子ども子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しておこなわなければならない。

(2) 計画の期間

この計画は平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。

(3) 推進体制

檜葉町子ども・子育て会議において、継続的に評価・点検・見直しの進行管理をしていきます。



4. 子ども・子育て支援新制度の概要

（１）新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の３つの目的を掲げています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

（２）「子ども・子育て関連３法」

新制度の創設に関する次の３つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連３法」と呼ばれています。

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法を一部改正する法律
- ③関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の改正）

（３）制度の主な内容

この制度の主な内容は次のとおりです。

- ①幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。
- ②地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。
- ③地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。



Ⅱ．子ども・子育て支援事業計画

１．現状の姿と課題

子どもを取り巻く環境についての現状と課題を、家庭、子ども、地域という観点から整理しました。

（１）家庭環境の変化

避難生活により三世代家族が減り、核家族あるいは仕事などの影響で夫婦が別々に暮らす単親家族が増えており、子育てを母親だけで行うことが多くなっています。避難後、いわき市等に職場のある親も多くなり、帰町によって、通勤時間が長くなることも想定されます。このような環境において、地域との関わりが希薄化するとともに、行政や地域の情報が得られず、子育てに不安や地域から孤立している親もみられ、支援が必要とされてきています。

また、避難先の商業施設、外食産業へのアクセスの良さなど生活環境の変化や家族形態の変化により、基本的な生活習慣の乱れがみられるなど、子育てに対する考えの変化もみられます。

（２）子どもを取り巻く環境の変化

長期にわたる避難生活や放射能への不安も高く、近くの子どもたちと遊ぶ場所や集まれる場・交流の場が確保できないこと、また帰町した場合においても安全に遊ぶことのできる場所が限られてくることが想定されます。

現在、町のこども園、小中学校に通学している子どもは減少しています。長期の避難生活によって檜葉町生まれの子どもが減少していること、親の職場が避難先等にあることなどにより、帰町する子どもが少なくなることが想定されます。

そのため、放課後の子どもたちが健全に過ごせる場の確保や、少人数でも健全に育つことができる環境づくりが課題となってきます。

（３）地域コミュニティの変化

子どもが地域で暮らしていくためには、親の雇用の場や日常生活を支える買い物や医療等のサービスを受けることのできる場所づくり、地域の安全を維持するための環境づくりが必要となってきます。

また、地域コミュニティを維持していく上では、世代を超えた交流の場、特に高・中学生には伝統行事への関心も高いことから伝統文化の継承、檜葉町における魅力の発信などの環境整備も必要です。

2. 基本理念

“誰もが安心して子どもを産み、喜びや楽しさを感じながら子育てができる、そして、すべての子どもたち一人ひとりが社会から大切にされ、いきいき元気に育っていけるような社会環境こそが、ひとにやさしい活力のある地域社会であると考え、檜葉町が目指すものです。”

これは、『どんぐりアクションプラン21』を策定する際に掲げた基本理念です。

今回、『どんぐりアクションプラン21』を継承し、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、この基本理念が現在の檜葉町に合致しているのかとの疑問もありましたが、現状の姿や課題などを話し合っていく中で、どこにいても、どんな状況にあっても、すべての子どもたちが元気に笑って、輝き、過ごせることが私たち大人の願いであり、私たち大人の果たすべき責任ではないか、という結論にたどり着きました。

地域のつながりを感じ、世代間の交流などが再びできる環境づくりを、家庭、学校、地域、企業、行政が連携しながら推進するために、基本理念と共に計画のテーマも『どんぐりアクションプラン21』より継承し掲げていきます。

すべての子どもが元気に輝き、親・地域が育つ子育て応援のまち

3. 目指す姿と対策

(1) 子育ての情報発信

①子育て情報提供体制の充実

さまざまな子育てサービスの情報を冊子にして配布することなどにより、子育て情報を必要とする人に届くようにしていきます。

また、子育てに関する講座を実施して、子育て中の親に関連するさまざまな話題を提供していきます。

②子育て情報に関する拠点の整備

あおぞらこども園において実施している「子育て支援センター」の充実と利用促進を図ります。他市町村でも保育サービスを受けられる情報の提供、相談、調整ができる窓口の設置を行います。

（２）子どもの教育・保育環境の充実

①保育・教育環境の充実

子育て世代のニーズを踏まえて、保育時間延長の検討、放課後の学習を行う場や放課後の子どもたちの居場所づくりを検討します。また、小中学校が少人数となることが想定されているため、社会性・体力等を培うために地域におけるクラブの設置を検討します。そのためには、町内にある施設の有効活用や指導者の確保について検討します。

少人数保育・教育のメリット・デメリットの理解と質の向上のために、職員の連携や研修機会をつくるようにしていきます。

さらに、保育・教育をはじめとした子育て世代の負担を軽減するような財政的措置について検討します。

②子育てに関するバックアップ機能の充実

ファミリーサポートや子育て応援隊の利用など、子育て世代の支援が可能となるような体制をつくります。

③障がい児に対する預かりの実施

放課後デイサービスなど、預かりの実施を検討します。

（３）子育て世代の交流促進

①子ども・子育てに関する交流の場づくり

子どもの遊び場として、子育て世代の交流を深める場として、誰もがいつでも集まることができる場所をつくっていきます。

②多世代が共生する拠点づくり

あおぞらこども園を利用し、つながりの場、交流の場、伝承の場（行事、食、言葉等）をつくり、高齢者から子どもまでが触れ合える場をつくります。

子ども、小、中学生、祖父母世代の交流イベントの開催や食育の推進をしていきます。

また、地域の安全・安心を守るために、地域の高齢者等による見守り隊の復活を検討します。



4. 目標

目指す姿を実現するための目標として、以下の内容を掲げていきます。

- ・地域の力・家庭のつながりを取り戻すことができる環境づくり
- ・子ども・子育て世代を支援する保育・教育内容や施設の充実
- ・多世代がふれ合い、交流することのできる環境づくり

5. 重点施策

(1) 子育ての情報発信

妊娠期から子育て期までに必要となる子育てサービスの情報を、冊子にまとめ、配布することにより、各地に避難している人に情報が届くようにしていきます。また、相談窓口の充実を図るために関係機関の連携体制の構築、研修会などを開催していきます。

- ・妊娠中に受けることができるサービスについて
- ・赤ちゃんが生まれた後のサービスについて
 - 予防接種、健診、乳児期の発達等
- ・保育、幼稚園教育について
 - 入園申請の方法、保育料の問合せ等
- ・子育て支援センターの利用について
 - 一時預かり
 - 支援センターで行う事業
 - 育児の相談や相談窓口の案内等

(2) 子育て支援拠点・世代間交流の場の充実

子育て支援センターで行う事業の再開や、内容の見直しなどを行い、子どもが安心して遊べる場、より多くの子どもや保護者が集い、交流が持てるように内容の充実を図っていきます。

子どもが健全に育つためには、さまざまな世代との触れ合いも大きな要因となっています。そのことから、高齢者から子どもまでが集まり、交流をもつことができる場の設定や行事について検討していきます。

(3) 質の高い学校教育・保育の提供

少人数での教育・保育について、デメリットをメリットに変えていくために、問題点や解決の方法、具体的な施策等について検討していきます。

そのために関係機関の連携と、職員の研修の機会を多く持ち、質の高い教育・保育を提供できるようにしていきます。

6. 施策の推進

(1) 檜葉町子ども・子育て支援施策の体系

【理念】

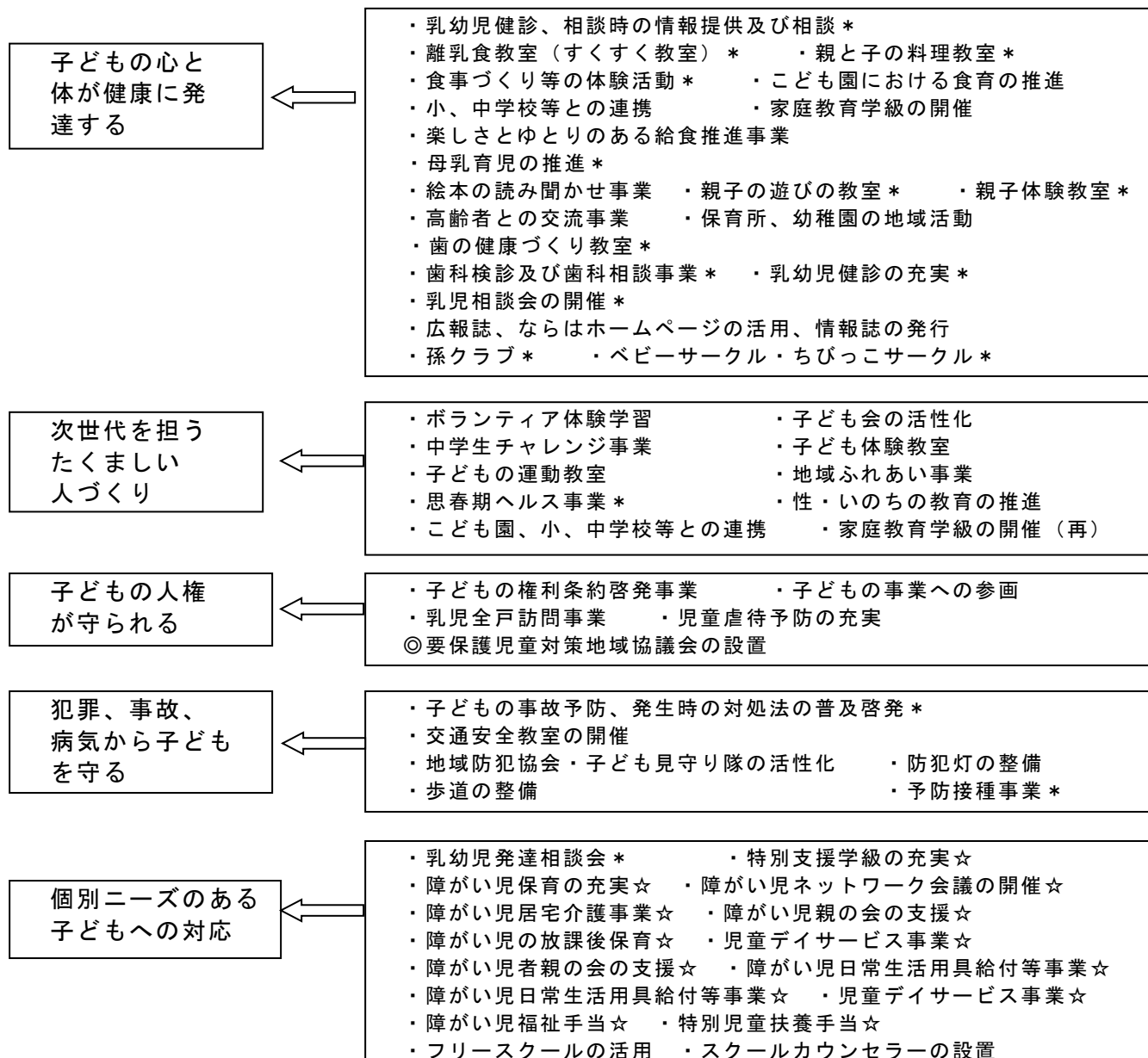
すべての子どもが元気に輝き、親・地域が育つ子育て応援のまち

【重視すべき視点】

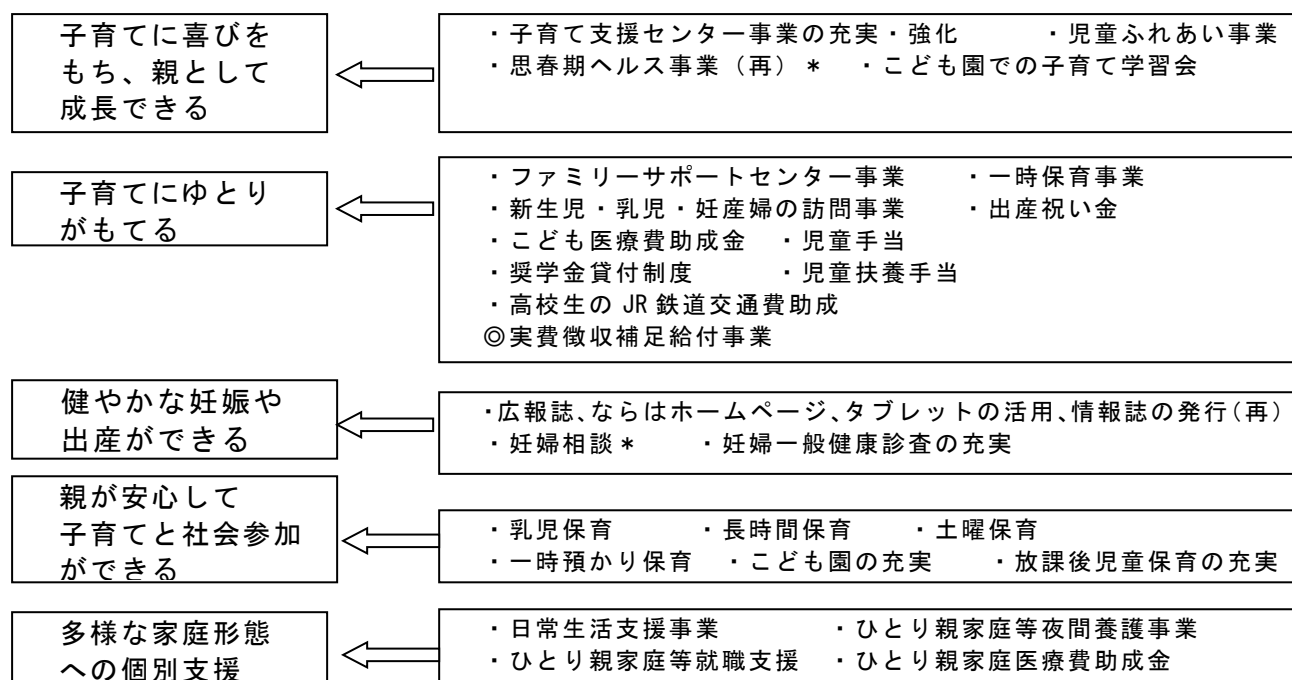
- 1 すべての子どもの育ちの視点
- 2 次世代の親づくりの支援
- 3 すべての子育てをしている家庭への視点
- 4 地域における社会資源の効果的な活用の視点

【基本目標】

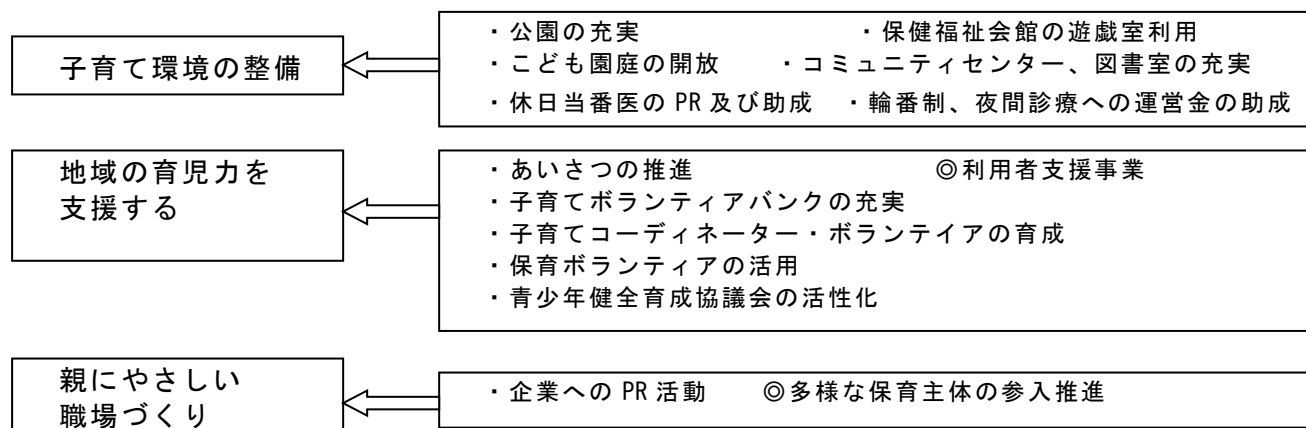
◎子どもの人権が守られ、心身ともに健やかに育つ



◎安心して子どもを産み、育てられる



◎地域で共に子どもを育てる



◎新規事業 ＊健康づくり推進計画で記載 ☆障がい福祉計画で記載

(2) 関連施策

①子どもの人権が守られ、心身ともに健やかに育つ

- * 子どもの心と体が健康に発達する * 次世代を担うたくましい人づくり
- * 犯罪、事故、病気から子どもを守る * 個別ニーズのある子どもへの対応

事業名	事業内容	担当課
こども園における食育の推進	こども園の入園児と保護者を対象に食への興味・関心が持てる情報の提供をしていく。(入園児以外の保護者に対しての情報提供も視野に入れる)	こども園
家庭教育学級の開催	食を通しての親子のコミュニケーションの大切さについての講演会を開催する。	教育総務課
楽しさとゆとりのある給食推進	給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むための支援を行う。また給食が楽しい時間となる人的、物的環境の整備に努める。	教育総務課 こども園
親子の遊びの教室(わんぱく広場)	幼児期における遊びの体験を通して、親子の触れ合い、子ども、親同士、地域の人たちとの交流を図る。	支援センター
親子体験教室	ものづくりなどを通し、学童期の親子のコミュニケーションを図るため体験教室。	教育総務課
高齢者との交流事業	遊びや伝統文化、季節の行事等を通して交流を図る。	こども園・支援センター
絵本の読み聞かせ事業	乳幼児期からの読み聞かせの大切さを知らせていくために、ボランティアや保護者を巻き込んだ読み聞かせ会の実施や、日々の読み聞かせを実施していく。	住民福祉課
		教育総務課
		こども園・支援センター
こども園の地域活動事業	子育て支援センターに地域の人たちを呼び込み触れ合いが持てるようにする。	支援センター
歯の健康づくり教室	3歳以上児に対して年1回歯の教室、5歳児を対象に歯磨き指導を実施。子どもだけでなく、親にも予防についての啓蒙をしていく。	住民福祉課
		こども園
歯科検診及び歯科相談事業	こども園や小中学校での歯科検診の実施。	こども園
		教育総務課
広報紙、ホームページの活用、子育て冊子の発行	妊娠期から子育て期の子育て支援サービス等の情報をまとめた冊子の発行をし、情報提供をしていく。	住民福祉課
		支援センター
ベビーサークル (2か月～11か月)	生後2か月から2歳までを対象に子育ての情報提供や学習会、母子交流、親子交流の機会を持つ。	支援センター
ちびっこサークル (1歳～2歳)		
孫クラブ	日中孫の保育をしている祖父母を対象にした学習会と交流を図る。	支援センター
ボランティア体験学習	小・中・高生を対象にボランティア活動体験を行う	住民福祉課 (社協)
中学生チャレンジ事業	町内の社会体験経験活動を通して、社会性や自立心、生きる力を養う。	教育総務課

子ども体験教室	学童期の子ども同士の交流を図り、遊び、文化、歴史を学ぶ教室を開催する。	教育総務課
子どもの運動教室	基礎体力を高めるため、幼児、小学生を対象とした運動教室を開催する。	教育総務課
地域ふれあい事業	地域の子どもから高齢者までが気軽に集まって様々な体験や学習をし、地域学習を図る	住民福祉課 教育総務課
性・いのちの教育の推進	こども園から小中学生を対象に命に関する学習会や情報の提供を行う。	こども園 教育総務課 住民福祉課
こども園、小中学校等の連携	互いに連絡を取りながら指導状況の把握、情報交換、学習会を行う。更には子ども同士が交流できる場を設定していく。	教育総務課 こども園
家庭教育学級の開催	保護者を対象に講演会等を通し、家庭教育を伝えていく。	こども園 教育総務課
子どもの権利条約啓発事業	子どもの権利条約に関しての啓発に努める。	住民福祉課
子どもの事業への参画	町づくりや施策事業において子ども達の意見や考えを積極的に取り入れる場をつくることにより、子どもの権利条約の意見表明などを体験する場とする。	住民福祉課
児童虐待予防、防止ネットワークの充実	児童虐待の予防、防止、早期発見及び虐待事例、非行や不登校事例などの円滑な支援を行うため要保護児童対策地域協議会を設置する。事例検討会や研修等の開催	住民福祉課
子どもの事故防止、発生時の対処法の普及啓発	乳幼児の家庭内における事故予防及び発生時の正しい対処方や知識の普及活動を行う。	住民福祉課 環境防災課
地域防犯協会、子ども見守り隊の活用	子ども見守り隊やパトロール隊と連携した町内パトロールの実施や啓発活動の実施。	環境防災課 教育総務課
交通安全教室	こども園、小中学校での交通安全教室の実施	環境防災課
防犯灯の整備	計画的に設置（順次 LED 灯に交換）	環境防災課
歩道の整備	町の復旧にあわせ通学路などの整備をしていく。	建設課
障がい児保育の充実	関係機関と連携、研修等しながら適切な援助の在り方を探っていく。また、加配人員の配置に努め、受け入れ態勢の強化を図る。	住民福祉課 こども園 教育総務課
特別支援学級の充実	学校生活、学業において支援が必要な児童生徒に個々に応じた指導を行う態勢の促進と専門教諭の配置。	教育総務課
障がい児の放課後保育	障がい児の放課後の預かりや長期休業時の預かりを行う。	住民福祉課
スクールカウンセラーの設置	臨床心理士などを学校に配置し、心の問題に悩んでいる子どもや家族に対して電話や面接による相談を行う。	教育総務課

②安心して子どもを産み、育てられる

- * 子育てに喜びをもち、親として成長できる
- * 子育てにゆとりがもてる
- * 健やかな妊娠・出産ができる
- * 親が安心して子育てと社会参加ができる
- * 多様な家庭形態への個別支援

事業名	事業内容	担当課
児童ふれあい事業	小中学生が気軽にこども園の子ども達と触れ合える機会を作る。	支援センター
思春期ヘルス事業	小中学生を対象に自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てると共に、健全な父性・母性の育成を図る。	教育総務課
こども園での子育て学習会	入園説明会や保育参観等を利用し、子育てに関する学習会を行う。	こども園
出産祝金	次世代を担う児童の出産を祝うと共に健やかな成長を願い、第3子以上から出産時に30万円を支給する。	住民福祉課
奨学金貸付制度	経済的理由により就学困難と認められた者に対し、貸付を行う。	教育総務課
高校生の通学交通費助成	鉄道、バスの定期代の助成を行う。	教育総務課
広報紙、ホームページの活用、情報誌の発行	妊娠、出産に関する情報の提供。	住民福祉課
妊婦相談	母子手帳の交付時に合わせ、妊婦に対し個別の相談を行う。	住民福祉課
こども園の充実	0から5歳の継続した育ちをとらえた保育の実施。更にはより質の高い保育を提供するための研修。また、保護者のニーズへの適切な対応や情報提供の充実に努め、保護者と共に子育てや成長の喜びを共有していく。更には障がい児の受け入れ態勢を整えていく。(加配職員の配置)	こども園
放課後児童保育の充実	共働き家庭を対象に実施。長期休業時や保護者の都合により共働き家庭以外の小学生も対象にした預かりの実施をしていく。今後の状況に合わせ、新制度へ移行していく。	住民福祉課
ひとり親家庭等児童夜間養護事業	ファミリーサポート事業を活用し、夜間仕事に出る家庭の養護支援を行う。	住民福祉課
日常生活支援事業	ひとり親家庭を対象に、緊急に応じ、家事、養育等を支援する人材を派遣する。	住民福祉課
ひとり親家庭等等就業支援	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就業相談を行う。	住民福祉課

③地域で共に子どもを育てる

* 子育て環境の整備

* 地域の育児力を育てる

* 親にやさしい職場づくり

事業名	事業内容	担当課
公園の充実	地域住民や行政が一体となって公園の遊具や景観の整備など公園の環境づくりや全天候型プレイパークの検討。	建設課
		財産管理課
		新産業創造室
		住民福祉課
こども園の園庭解放	こども園に入園していない子どもたちに支援センターを通して園庭を開放する。	こども園
休日当番医や近隣の医療体制のPR	休日当番医や近隣の医療体制についてわかりやすいPR紙を作成する。	住民福祉課
子育て応援隊の育成	ボランティアとして活動できる人材の育成をいいていく。	教育総務課
子育てボランティアバンクの充実	子育てに関係するボランティア人材の登録と活用を図る。また、子どもの発達や育児に関する学習会を開催し、人材育成を図る。	住民福祉課（社協）
企業へのPR活動	子育て支援、仕事と家庭生活等の調和の推進に関して積極的に取り組んでもらえるよう、支援事業の啓発・斡旋を行う。	新産業創造室

7. 子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 子ども・子育て支援事業の概要と体系

①地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

新制度における事業の形態は、以下のようになります。

子ども・子育て支援給付

○施設型給付

- ・ 認定こども園
- ・ 幼稚園
- ・ 保育所

○地域型保育給付

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

○児童手当

子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③一時預かり事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ファミリーサポートセンター事業
- ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩放課後児童クラブ
- ⑪妊婦健診
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

②教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村毎に区域を決め、教育や保育を提供することになっています。本町は元々町内にあった4つの教育・保育施設が統合され、子育て支援センターを併設した「幼保連携型認定こども園」があることを踏まえ、町内全域を1つの区域として設定します。

③就労下限時間の設定

子ども・子育て新制度では、保育の必要性の認定のうち1か月の就労下限時間を市町村毎に48時間から64時間の間で設定するとされています。本町では、様々な就労形態に対応できるように、48時間とします。

*フルタイムでの就労だけでなく、パートや夜間の勤務など、すべての就労が対象となります。

④保育の必要性に係る事由

子ども・子育て支援新制度では、町が保育の必要性の認定をした上で、給付を行うこととなっています。保育の必要性の認定にあたっては以下の３点が保育の必要性の事由となります。

（認定基準）

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして本町が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（１１時間） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（８時間）
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

（認定区分）

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	・満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
２号認定	・満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
３号認定	・満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 特定地域保育事業所

(2) 子ども・子育て支援給付一事業量の見込み

○認定こども園

「幼保連携型こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育及び乳児期の保育を行う事業です。

<現状>

- ・現在は仮設園舎で0歳から5歳児までの教育・保育を実施しています。
- ・原発避難特例法により、檜葉町のこども園ではなく、避難先の保育所や幼稚園等に入園している子ども多くみられます。
- ・障がい児入園に対して加配職員を配置しています。
- ・自園給食により、年齢・アレルギーなど、きめ細やかに対応し提供しています。

<平成27年度～平成31年度>

- ・障がい児入園の希望に添えるよう体制を整えます。
- ・保育の質の向上のため、職員の研修の機会を設けます。
- ・自園給食の良さを生かし、食育の推進を進めます。

○幼保連携型認定こども園1箇所

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	34	33	—	—	—	—
1号認定	20	19				
2号認定	4	5				
3号認定(1・2歳児)	6	9				
3号認定(0歳児)	4	0				
②確保提供総数	60	60	—	—	—	—
1号認定	40	40				
2号認定						
3号認定(1・2歳児)	20	20				
3号認定(0歳児)						
差異(②－①)	26	27	—	—	—	—

* H26, 27 に於いては仮設園舎での提供数(状況に応じて変動があります)

○あおぞらこども園以外の就園、入所

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	133	130	—	—	—	—
1号認定	91	90				
2号認定	11	10				
3号認定(1・2歳児)	21	20				
3号認定(0歳児)						



(3) 地域子ども・子育て支援事業－事業量の見込み

①利用者支援事業（新規）

子どもとその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報提供し、必要に応じて相談・助言などの支援を行う事業です。

<平成27年度～平成31年度>

- ・円滑に必要なサービスを受けられるように子育て支援センターで事業を行います。（仮設園舎での実施については、状況に応じて変動があります。）
- ・子育てを支援する人たちの研修を実施します。
- ・関係機関との連携、情報共有の体制づくりをしていきます。
- ・妊娠期から子育て期までのサービス情報の提供をします。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

<現状>

- ・こども園支援センターで実施しています。
- ・利用者の減少がみられます。

<平成27年度～平成31年度>

- ・震災前に実施していた「わんぱく広場」や「ちびっこサークル」などの事業の再開を検討していきます。
- ・就学児や地域の住民など、異世代間での交流ができる事業を検討していきます。
- ・情報発信の工夫や内容充実の検討をしていきます。

○子育てひろば 1箇所

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	親) 300	300	—	—	—	—
	子) 450	450	—	—	—	—
②確保提供総数	親) 800	800	—	—	—	—
	子) 1,000	1,000	—	—	—	—
差異（②－①）	親) 500	500	—	—	—	—
	子) 550	550	—	—	—	—

③一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、昼間において認定こども園、子育て支援センターで預かり、必要な保育を行う事業です。

<現状>

- ・1号認定に該当する子どもたちは、園の開園時間に合わせて18時30までの保育を受けることが出来ています。
- ・避難地域（双葉・浪江・富岡）の保護者が一時帰宅をする際に、該当する町の子どもの一時預かりを実施しています。

<平成27年度～平成31年度>

- ・1号認定に該当する子ども達の一時預かりを、継続して実施していきます。（保育の必要性の基準に該当しないお子さん）
- ・家庭において保育を受けている子ども達の一時預かりを実施していきます。
- ・利用の仕方や、どんな場合に利用ができるのか等の情報発信をしていきます。

○幼保連携型認定こども園1箇所（1号認定に該当）

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	24	20	—	—	—	—
②確保提供総数	40	40	—	—	—	—
差異（②－①）	16	20	—	—	—	—

○子育て支援センター1箇所（在園児以外）

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	120	120	—	—	—	—
②確保提供総数	1,500	1,500	—	—	—	—
差異（②－①）	1,380	1,380	—	—	—	—

④乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<現状>

- ・県内を対象に実施していますが、全ての対象者の訪問は困難な状況です。
(県外に関しては避難先自治体で行っているため、把握が困難です。)

<平成２７年度～平成３１年度>

- ・県内を対象に引き続き実施し、対象者に対し １００％の訪問を目指します。

【単位：人/回】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)/人	54	54	—	—	—	—
②確保提供総数/回	54	54	—	—	—	—
差異 (②－①) /%	0	0	—	—	—	—

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<現状>

- ・支援を要する児童、家庭の把握が、困難な状況です。

<平成２７年度～平成３１年度>

- ・支援家庭の早期把握の努め、一人ひとりに合わせた支援を行っています。
- ・関係機関のネットワーク構築をしていきます。
(要保護児童対策地域協議会の設置)

【単位：人/回】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み)/人	7	8	—	—	—	—
②確保提供総数/回	7	8	—	—	—	—
差異 (②－①) /%	0	0	—	—	—	—

⑥ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の保護者で育児の援助を必要とする者と、援助を行う者が会員として登録し、会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

<現状>

- ・現在は活動休止中です。

<平成27年度～平成31年度>

- ・ニーズの把握と共に、再開へ向けての検討をします。

⑦子育て短期支援事業

現在、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については実施しておりませんが、事業の実施に向け検討していきます。

⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間の前後に、保育を必要とする子どもの保育をする事業です。

<現状>

- ・現在こども園にて、7時30分～8時00分、16時00分～18時30分までの延長保育を実施しています。
- ・18時30分を超えての保育ニーズは、現在のところありません。

<平成27年度～平成31年度>

・27年度よりこども園の開園時間（7時30分～18時30分）が保育標準時間内（11時間）となることから、延長保育の利用者はなくなりますが、今後通勤時間が長くなるなどの状況も考えられることから、需要がある場合は、時間の拡大等について検討していきます。

○幼保認定型認定こども園1箇所

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	10	0	—	—	—	—
②確保提供総数	20	0	—	—	—	—
差異（②－①）	10	0	—	—	—	—

⑨病児・病後児保育事業

現在、「病児・病後児支援事業」については実施しておりません。現時点で町内の医療体制が整っていないため実施は困難な状況ですが、ニーズの把握、実施に向けた検討をしていきます。

⑩放課後児童クラブ

- ・現在、町単独事業として実施しています。
- ・仮設の施設を利用しての実施のため、児童の活動、遊びの場などの環境が十分に満たされていない等の課題があり、解決への検討が必要です。
- ・共働き世帯以外の利用もできるようにしていきます。
- ・当分は町単独事業として実施し、状況にあわせ、新制度へ移行していきます。

○サポートセンター空の家 1 箇所

【単位：人】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数/月 (量の見込み)	300	300	—	—	—	—
②確保提供総数/月	300	300	—	—	—	—
差異 (②－①)	0	0	—	—	—	—

(1 か月あたりの平均利用者数)

⑪妊産婦健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行なう事業です。

<現状>

- ・妊婦健診に対し 15 回までの健康診査の助成を行っています。

<平成 27 年度～平成 31 年度>

- ・引き続き、対象者が妊婦健康審査を行うように啓発等を行い、健診率 100%を目指します。

【単位：人/回】

	現状	推 計				
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用者推計総数 (量の見込み) /人	47	45	—	—	—	—
②確保提供総数/回	630	675	—	—	—	—
差異 (②－①) /%	11%	0	—	—	—	—



⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業<新規>

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<平成27年～平成31年>

- ・現在実費徴収については免除、または負担金の一部助成されていますが、免除期間や負担金助成の期間については未定です。
- ・免除や負担金助成が解除された際には、国の動向に応じ助成を実施していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業<新規>

現在、本町において民間事業者等による教育・保育施設はありませんが、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要になる場合に備え、整備を進めていきます。



Ⅲ. 資料

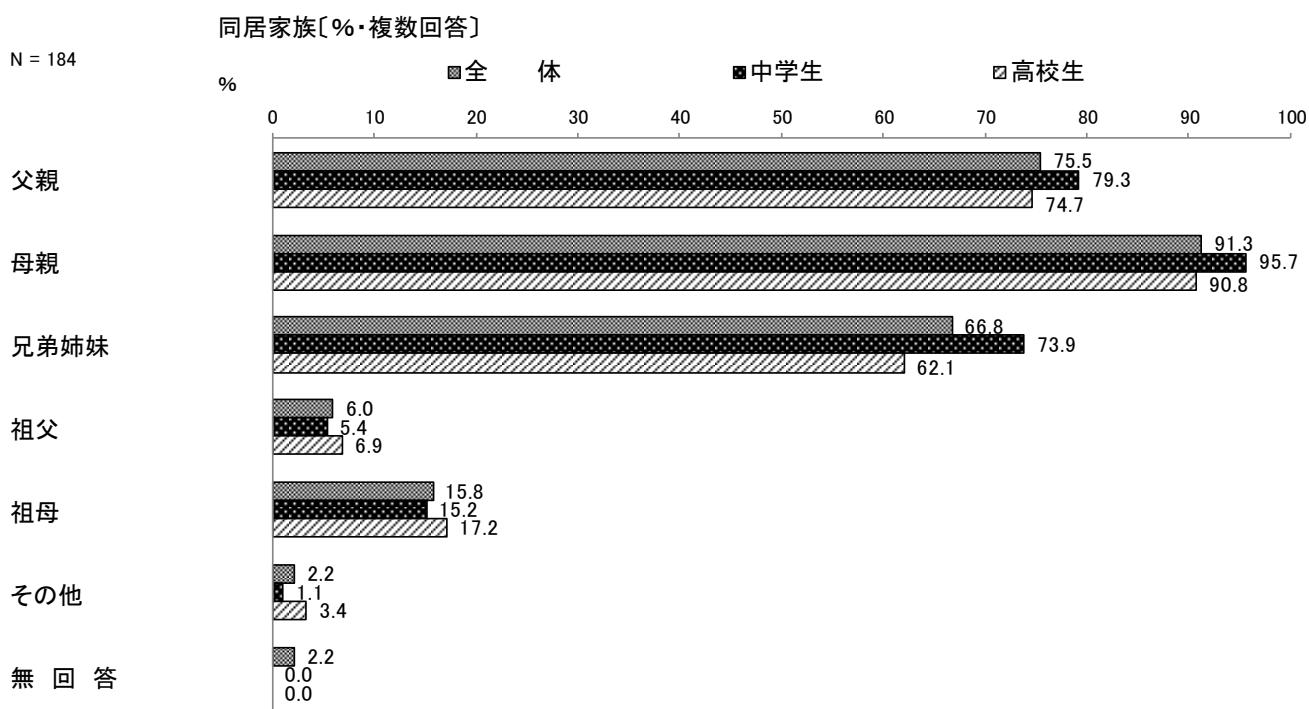
1. 関連するアンケート結果

檜葉町子ども・子育てに関するニーズ調査（平成 26 年 2 月実施）において、本計画に関連する部分について掲載しました。

（１）暮らし方の変化

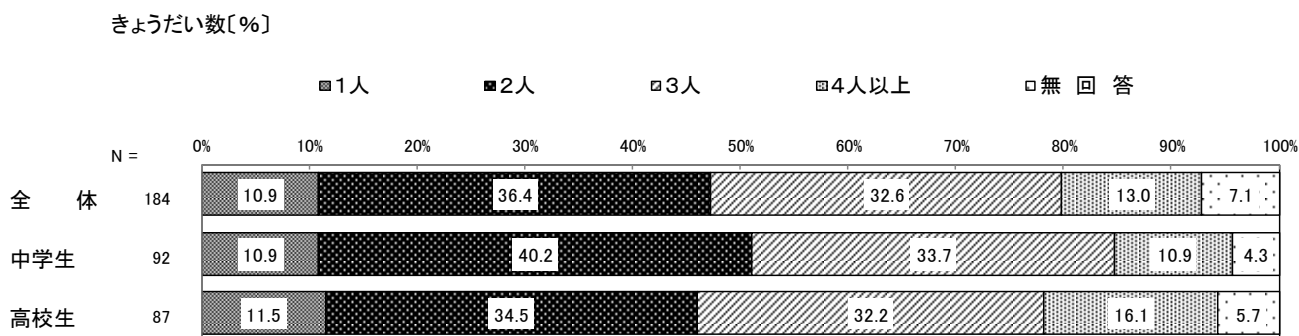
○同居家族

「母親」が 91.3%、「父親」が 75.5%、「兄弟姉妹」が 66.8%です。



○兄弟姉妹の人数

「2人」が 36.4%で最も多く、つづいて「3人」(32.6%)、「4人以上」(13.0%)、「1人」(10.9%)です。きょうだい数の平均は 2.6 人です。

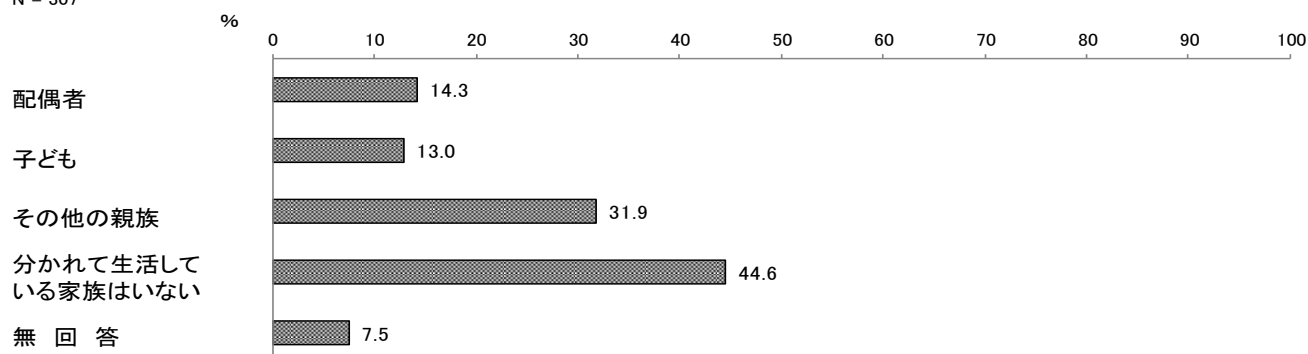


○震災前と震災後の家族の状況

「分かれて生活している家族はいない」が 44.6%で最も多く、ついで「その他の親族」の 31.9%、「配偶者」の 14.3%、「子ども」の 13.0%と続いています。

震災後離れて暮らす家族[%・複数回答]

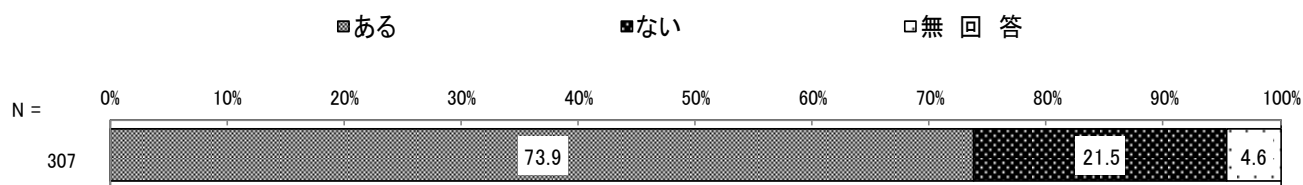
N = 307



○震災後の食生活の変化

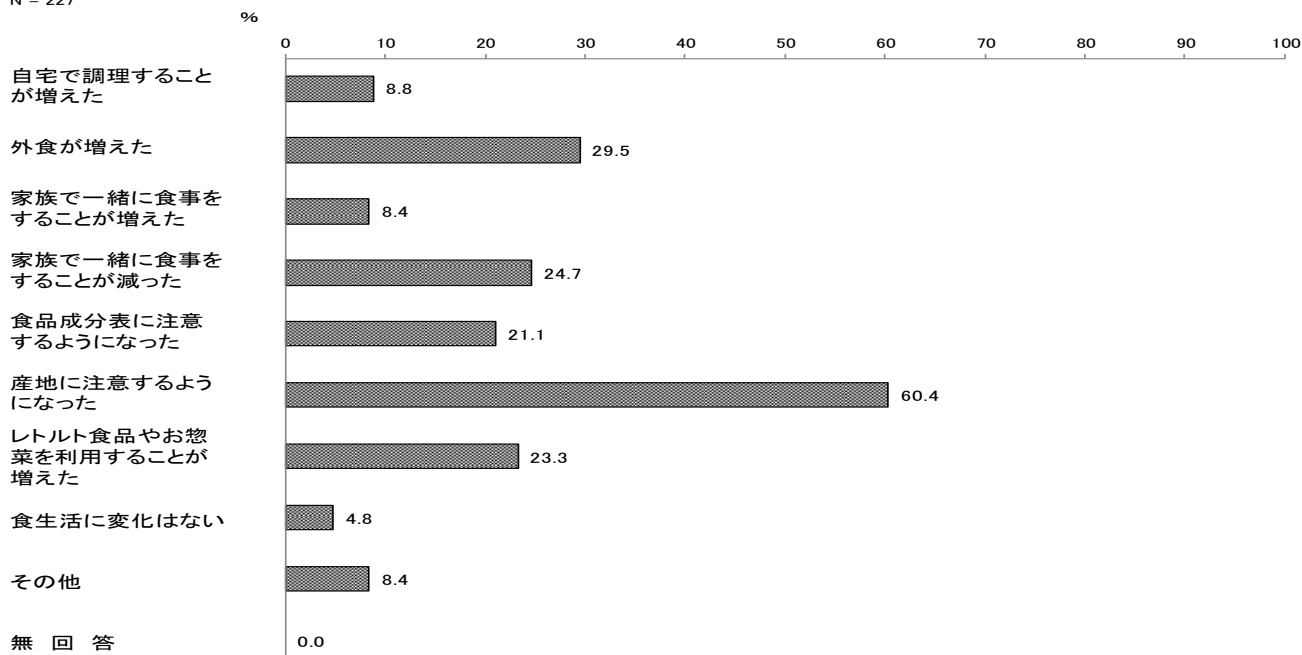
73.9%が「ある」と回答している。「ない」は 21.5%です。変化の内容としては「産地に注意するようになった」が 60.4%で最も多く、「外食が増えた」(29.5%)、「家族と一緒に食事をするのが減った」(24.7%)、「レトルト食品やお惣菜を利用することが増えた」(23.3%)、「食品成分表に注意するようになった」(21.1%)が続いています。

震災後の食生活の変化[%]



変化のあった方／変化の内容[%・複数回答]

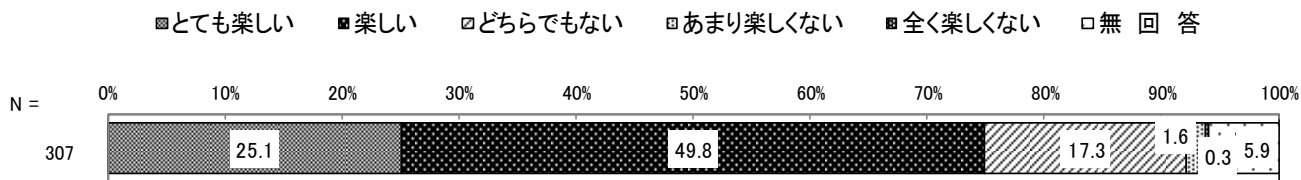
N = 227



○子育てに対する気持ち

子育てを楽しんでいるかどうかについては、「とても楽しい」(25.1%)と「楽しい」(49.8%)を合計すると74.9%が楽しいと感じています。

子育てに対する気持ち[%]

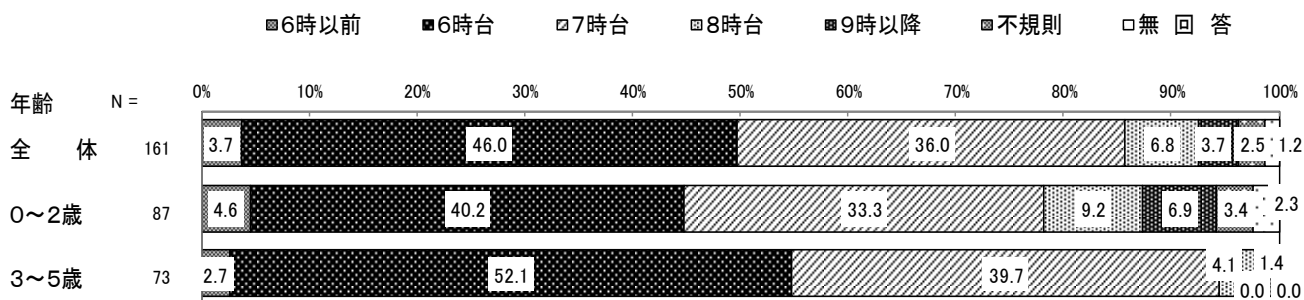


○起床・就寝

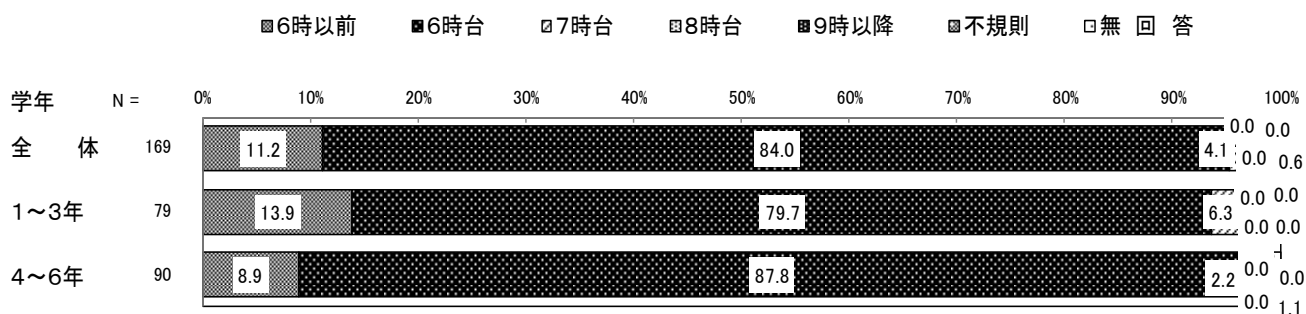
乳幼児の起床時間は、「6時台」が46.0%と最も多く、ついで「7時台」が36.0%です。0～2歳では「8時台」(9.2%)、「9時以降」(6.9%)が全体よりやや多く、3～5歳では「6時台」(52.1%)が多いです。

小学生の起床時間は、「6時台」が84.0%と最も多く、「6時以前」(11.2%)、「7時台」(4.1%)となっています。

起床時間[%]



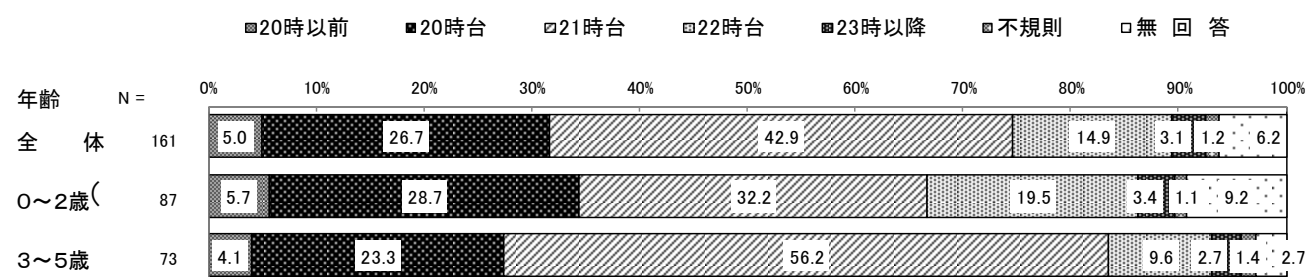
起床時間[%]



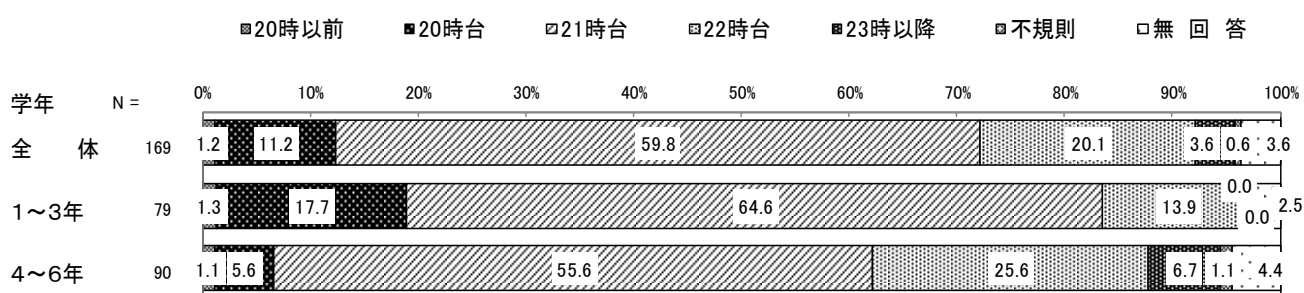
乳幼児の就寝時間は、「21 時台」が 42.9%と最も多く、「20 時台」(26.7%)、「22 時台」(14.9%)です。「20 時以前」(5.0%)、「23 時以降」(3.1%)、「不規則」(1.2%)は5%以下と少ない。0～2歳では「22 時台」(19.5%)が全体よりやや多く、3～5歳では「21 時台」(56.2%)が多いです。

小学生の就寝時間は、「21 時台」が 59.8%と最も多く、かなり離れて「22 時台」(20.1%)、「20 時台」(11.2%)と続いています。「20 時以前」(1.2%)、「23 時以降」(3.6%)、「不規則」(0.6%)は4%未満と少ない。1～3年では「20 時台」が 17.7%、4～6年では「22 時台」が 25.6%と多いです。

就寝時間[%]



就寝時間[%]



○避難生活における交流の状況

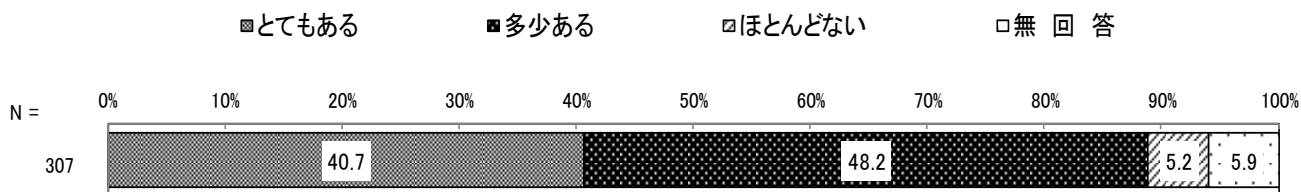
「子どもの健康管理集計」によると、現在住んでいるところにおける交流について尋ねたところ、「大いにある」「少しはある」が過半数を占めています。

	いわき		県内		県外		すべて	
①大いにある	32	24.2%	8	32.0%	7	35.0%	47	26.6%
②少しはある	55	41.7%	9	36.0%	7	35.0%	71	40.1%
③あまりない	31	23.5%	4	16.0%	5	25.0%	40	22.6%
④全くない	5	3.8%	2	8.0%	1	5.0%	8	4.5%
無回答	9	6.8%	2	8.0%	0	0.0%	11	6.2%
計	132	100.0%	25	100.0%	20	100.0%	177	100.0%

（２）放射線に対する不安

放射線に対する不安・心配は、「とてもある」が 40.7%、「多少ある」が 48.2%となっており、合わせて 88.9%が不安・心配を抱えているという結果である。

放射線に対する不安・心配[%]



「子どもの健康管理集計」によると、放射線に関連して、今後活用したい、利用したいサービスはありますかという問いに対しては、「子供同士が遊べる場、交流の場」「放射線被ばくに関する健診」「一時保育、預かり」に関するニーズが高い状況でした。

	いわき	県内	県外	すべて
①放射線被ばくに関する健診	54 41.2%	7 35.0%	12 66.7%	73 43.2%
②ガラスパッチ	7 5.3%	0 0.0%	7 38.9%	14 8.3%
③放射線に関する学習会	10 7.6%	0 0.0%	0 0.0%	10 5.9%
④子育てに関する相談会	9 6.9%	4 20.0%	4 22.2%	17 10.1%
⑤子供同士が遊べる場、交流の場	69 52.7%	8 40.0%	6 33.3%	83 49.1%
⑥親同士の交流の場	20 15.3%	3 15.0%	2 11.1%	25 14.8%
⑦子育てに関する学習の場	11 8.4%	1 5.0%	3 16.7%	15 8.9%
⑧一時保育、預かり	34 26.0%	7 35.0%	7 38.9%	48 28.4%
⑨その他にあればよいと思うサービス	7 5.3%	4 20.0%	0 0.0%	11 6.5%
あとと回答した方	131	20	18	169

「子どもの健康管理集計」によると、自由記入について分類を行ったところ、「帰る」という回答が極めて少ない状況にあります。

	いわき	県内	県外	すべて
帰る	6 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	6 3.4%
子育て終わったら帰る予定	3 2.3%	0 0.0%	1 5.0%	4 2.3%
帰らない	48 36.4%	12 48.0%	5 25.0%	65 36.7%
帰るかかわからない	14 10.6%	2 8.0%	3 15.0%	19 10.7%
帰町以外の回答	61 46.2%	11 44.0%	11 55.0%	83 46.9%
保護者回答数	132 100.0%	25 100.0%	20 100.0%	177 100.0%

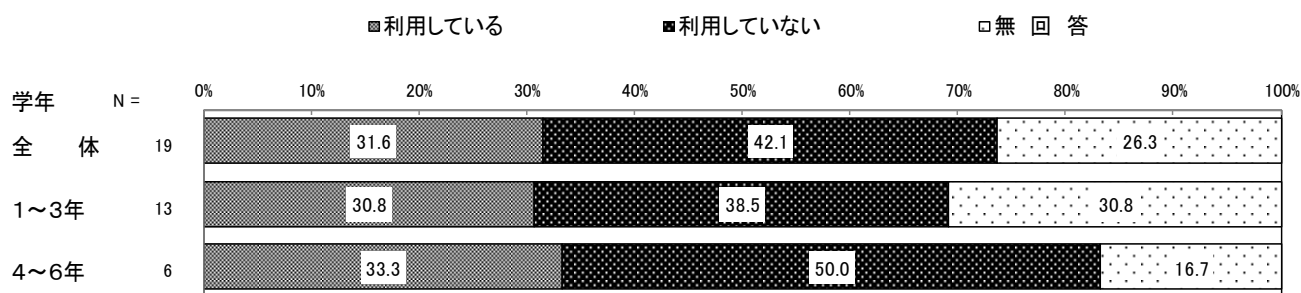
(3) 土曜日・夏休み期間中の放課後児童クラブの利用状況

①土曜日

「利用している」は 31.6%、「利用していない」は 42.1%である。

利用日数は平均 5.3 日、開始時間の平均は 12 時台、終了時間の平均は 15 時台となっている。

放課後児童クラブ利用者／土曜日の利用状況〔%〕

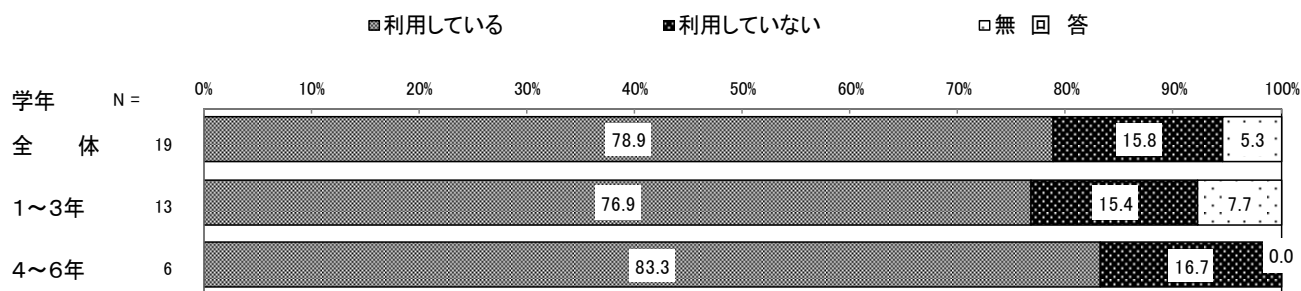


②夏休みなどの長期休業の期間

「利用している」は 78.9%、「利用していない」は 15.8%である。

利用日数は週平均 4.6 日、開始時間の平均は 8 時台、終了時間の平均は 17 時台となっている。

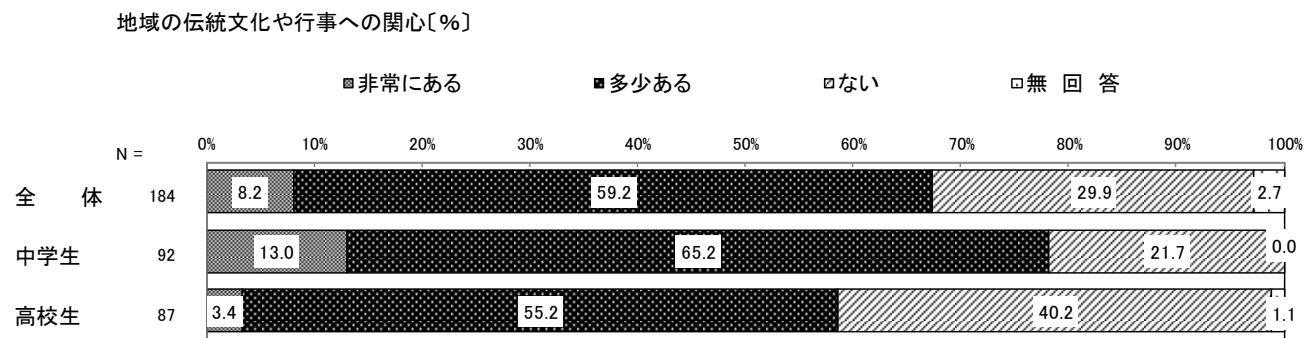
放課後児童クラブ利用者／長期休暇中の利用状況〔%〕



（４）地域の伝統文化や行事

地域の伝統文化や行事に関心があるかについて尋ねたところ、「非常にある」（8.2％）と「多少ある」（59.2％）の合計は 67.4％で、約 7 割が関心を持っている。

中学生では「非常にある」（13.0％）と「多少ある」（65.2％）の合計は 78.2％と約 8 割が関心を持っている。高校生では「ない」が 40.2％と多くなっている。



2. 委員会設置要綱及び委員名簿

檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置運営要綱

(平成 26 年 10 月 1 日訓令第 31 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定に基づき、檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、10 名以内で構成する。

2 委員は教育、保健、医療、福祉に携わっている関係機関等に属する者及び住民の代表で構成し、町長が任命及び委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(職務)

第 3 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(業務)

第 5 条 委員会は、子ども・子育て支援事業計画の策定及び事業の推進について協議検討するものとする。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

附則

この訓令は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

任期 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

氏 名	職 名	所 属
大和田 文子	養護教諭	檜葉南小学校
三浦 英子	養護教諭	檜葉中学校
猪狩 理沙	保護者代表	こども園保護者
渡辺 貴子	委託児童厚生員	社会福祉協議会（児童館）
栗城 雄一	専門社会福祉主事	相双保健福祉事務所
草野 伊都子	幼児教育係長	あおぞらこども園
新妻 由美子	子育て支援係長	あおぞらこども園
坂本 和也	社会教育係長	教育総務課
窪田 和子	主任保健師	住民福祉課 保健衛生係

職 名	氏 名		
課長補佐兼社会福祉係長	横田 浩秀		
主 幹	高橋 理恵子		
主 事	山口 迪		

3. 計画に使用したデータ

○「檜葉町子ども・子育てに関するニーズ調査」

対 象：0～18 歳以下の児童とその保護者

方 法：郵送による配布回収

時 期：平成 26 年 2 月 3 日～2 月 17 日

内 容：子育てに関するニーズ

回収結果：世帯 307 件 就学前児童 161 名 小学生 169 名 中・高校生 184 名

○「子どもの健康に関する調査」

対 象：0～6 歳の未就学児とその保護者 378 名（訪問 311 名 郵送 67 名）

方 法：保健師による訪問（福島県内） 郵送による配布回収（福島県外）

時 期：平成 26 年 8 月～11 月

内 容：子どもの健康や子育てに関すること

回収結果：総数 266 名（70.4%） 再掲 訪問 237 名（62.7%）

郵送 29 名（7.7%）